

税務手当の出張加算額に係る規定の見直し

受検対象機関：税務局及び各府税事務所

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 三税（国税・府税・市町村民税）協力の一環として、地区税務協議会における税務署及び市町村との合意に基づき、府税事務所の職員が、確定申告時の納税相談会場において、納税者に対して所得税に係る課税標準若しくは税額に関する申告書の作成及びこれに関連する税務相談（以下「本業務」という。）を実施している。</p> <p>2 本業務に対して、「職員の特殊勤務手当に関する条例」第12条第2項第1号、「職員の特殊勤務手当に関する規則」（以下「規則」という。）第10条第3項第1号並びに「職員の特殊勤務手当に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という。）Ⅱ. 3（3）に基づき1日当たり550円の加算額（以下「出張加算額」という。）が支給されている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の特殊勤務手当に関する条例】 第12条第2項 税務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に規定する業務 業務に従事した日一日につき830円（出張を命ぜられ、納税者その他関係人について行う業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、その額に550円を加算した額）</p> <p>【職員の特殊勤務手当に関する規則】 第10条第3項 条例第12条第2項第1号の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 納税者その他地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する質問検査権を行使される対象となる者に直接接して行う調査又は交渉（官公署において行うものを除く。） (2) 軽油引取税の賦課のための内偵調査に係る張り込み及び追尾</p> <p>【職員の特殊勤務手当に関する取扱要領】 Ⅱ. 3 税務手当（規則第10条）関係 (3) 規則第10条第3項第1号中「官公署において行うもの」は、官公署において当該官公署の職員に対して行う調査又は交渉である。</p> </div>	<p>1 規則は、出張加算額の支給対象業務を「納税者その他地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する質問検査権を行使される対象となる者に直接接して行う調査又は交渉」と規定した上で、「官公署において行うものを除く」と規定しており、官公署において行う場合は加算額を支給しない定めとなっている。</p> <p>2 取扱要領は、「官公署において当該官公署の職員に対して行う」ものは加算額を支給しないとしており、規則よりも支給対象が拡大するような定めとなっている。</p> <p>3 この点に関し、税務局の見解は以下のとおりであった。 ・ 規則第10条第3項第1号の「地方税法に規定する質問検査権を行使される対象となる者」の中には官公署及び官公署職員も含まれる。 ・ 規則本文で出張加算額の支給対象に含まれることになる官公署及び官公署の職員に対して行う調査又は交渉を、規則のカッコ書き及び取扱要領で除いている。 ・ よって、規則の規定を取扱要領で明確化しているものであり、支給範囲の拡大を行っているわけではない。</p> <p>4 規則と取扱要領で支給要件の定めが異なるのは、職員が接する相手として納税者だけでなく官公署職員を含めて解釈することに起因していると考えられる。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 規則では官公署において納税者に接して行う調査・交渉は支給されないのに対して、取扱要領では支給されることとなり、取扱要領によって支給範囲が拡大している。 取扱要領はホームページ等で公開されておらず、府民の知りえないところで出張加算額の支給範囲が拡大され、支給されていることは、府民に対する説明責任を適切に果たしているとは言い難い。 以上のことから、規則及び取扱要領の見直しについて検討されたい。</p>
措置の内容		
<p>「職員の特殊勤務手当に関する条例」について、平成29年4月施行で条例改正を行い、支給範囲を明確にした。</p>		